

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月9日

【会社名】 株式会社フォンツ・ホールディングス

【英訳名】 FONTZ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR/広報担当 丹藤 昌彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR/広報担当 丹藤 昌彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年10月9日の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年10月21日（以下「基準日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」といいます。）以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月9日、有価証券届出書を提出いたします。

一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2 【報告内容】

イ) 本新株予約権の銘柄

株式会社フォンツ・ホールディングス 第2回新株予約権

ロ) 本新株予約権に関する事項

() 発行数

55,008,251個

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

() 発行価格（募集価格）

株主割当 0円

() 発行価額の総額

2,200,330,040円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記のとおり無償ですが、新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,200,330,040円を合算した金額を記載しております。

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。）

(2) 数

本新株予約権1個につき1株

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

40円

- () 本新株予約権の行使期間
平成25年11月28日から平成25年12月20日までとします。
- () 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。
- () 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- () 本新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)

八) 発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てます。

二) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

ホ) 募集を行う地域

上記()(注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

へ) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1)発行価額の総額	2,200,330,040円
(2)発行諸費用の概算額	35,670,000円
(3)差引手取概算額	2,164,660,040円

(注)1. 発行価額の総額は、全ての本新株予約が発行されたと仮定した場合の金額であり、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬（証券会社に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬）3,000,000円、その他諸費用32,670,000円（弁護士費用5,200,000円、登記費用7,700,000円、各口座管理機関への事務委託手数料等19,770,000円）からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- () 本新株予約権の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。行使比率が100%に満たない場合には、平成25年9月25日付で開発業者と不動産売買協定書の締結を行っている東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る費用（下記）、浅草のホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用（下記及び）に優先的に充当し、残余がある場合には、その時点における政令指定都市等におけるホテルに係る建物及び敷地の取得に関する進捗状況を踏まえ、これに関する費用（下記）、当該ホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用の残部（下記及び）とチェーン那覇匿名組合への追加出資（下記）との充当額、支出予定時期及び充当の優先順位を検討することとなります。

使途の内容	金額（円）	支出予定時期
東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等（注）1.	1,150,000,000円	平成25年12月 ～平成27年6月
東京（上記の浅草の物件以外の物件。）、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等（注）2.	583,330,040円	平成25年12月 ～平成26年6月
ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与（上記及びに伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。）	200,000,000円	平成25年12月 ～26年9月
上記からに伴い、当社としてもホテルに係る建物及び敷地の取得に際してデューディリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金	64,330,000円	平成25年12月 ～26年9月
当社連結子会社であるチェーン那覇匿名組合への追加出資（注）3.	167,000,000円	平成26年1月中

- (注) 1. 当社子会社となる合同会社(SPC)が、東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る土地及び建物を取得する予定です。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。
- 当社は、東京都台東区浅草に新たに開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地（詳細は以下のとおり。）について、開発者である不動産会社と平成25年9月25日不動産売買協定書を締結しております。
- （物件の詳細）
- 所在地：東京都台東区浅草1丁目
- 資産の概要：取得する土地面積約130坪
- 土地及び建物の取得費用：
- 総額約2,011,280,050円（消費税を含む。）
- 内訳：土地代金、既存建物解体費、仲介手数料、登録免許税、諸費用等で約841,096,000円
- 建築費及び設計費等で約1,114,461,000円
- 上記の土地及び建物の取得費用の総額約2,011,280,050円につきまして、既存建物の解体・新規建物の建築等の工事の状況に応じ、平成26年2月下旬、平成26年8月上旬に一部の代金支払いを行い、平成27年5月末に土地及び建物の引渡し時に残金の支払いを行い、平成27年6月下旬にホテル開業を予定しております。総額約2,011,280,050円のうち、本新株予約権無償割当てによる調達資金から1,150,000,000円（本新株予約権の行使比率が100%の場合の金額）を充当し、残余については金融機関からの借入金により調達する予定です。
2. 当社子会社となる合同会社(SPC)が、政令指定都市等に開業を計画しているホテルに係る土地又は建物を取得することを想定しています。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。
- 政令指定都市を中心に3年間で8棟から10棟をホテルを所有する・運営する体制にすること（2014年9月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして5棟のホテルの取得・運営を目指し、2015年9月期までに8棟から10棟の所有・運営を目標とすること。）を戦略としております。上記（注）1.の浅草を除き、現在検討しているホテルに関しては、一棟当たり総額で約1,000,000,000円（土地のみの場合は別途要検討）をメドに検討しており、ホテル開発に必要な支出（土地仕入資金、建物工事代金、一般管理費等）について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なるホテル事業展開の加速を図ることが出来ると考えております。その為、現在検討している物件の総額が5棟で約5,000,000,000円で、半分の2,500,000,000円を銀行からの借入とし、残り2,500,000,000円は匿名組合を組成し、匿名組合出資により物件を取得していく予定であります。（上記の使途の内容の583,330,040円により当社は匿名組合出資をする予定です。）かかる匿名組合への出資については、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営することを方針としておりますが、物件の取得に係る決済時期とその時点における当社グループの資金の状況に応じてRPH社から適切な方法により資金的な支援を得る場合もありません。
3. 本日現在、チューン那覇匿名組合への出資額の総額は761,000,000円（出資の内訳は、当社は594,000,000円（出資割合78.1%）、RPH社は167,000,000円（出資割合21.9%））となっておりますが、当社による追加出資とRPH社の持分償還の結果、当社による出資割合が100%となります。具体的な方法は、当社が本新株予約権無償割当てにより調達した資金で当該匿名組合に追加出資を行い、かかる追加出資と同額のRPH社による出資額が、同社に償還されることとなります。

ト) 新規発行年月日

平成25年10月22日（割当日）

チ) 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を株式会社東京証券取引所に上場する。

リ) 平成25年10月9日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 55,058,351株

資本金の額 438,618,888円